

「堀川紫明せせらぎ第4公園剪定業務委託」仕様書

1 件名

堀川紫明せせらぎ第4公園剪定業務委託

2 目的及び概要

堀川紫明せせらぎ第4公園内の樹木について、道路越境や枯損が確認されたことから、河川空間の保全や道路空間の安全性を回復するため、樹木の整姿剪定及び枯枝の剪定を行うものである。

3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 場所

京都市北区小山下総町 地内



5 対象木

別添箇所図の樹木を対象とする。(別添箇所図参照)

番号	樹種	幹周(cm)	対応
1	トウカエデ	130	整姿剪定
2	ケヤキ	115	整姿剪定
3	トウカエデ	105	整姿剪定
4	ケヤキ	115	整姿剪定
5	ケヤキ	153	整姿剪定
6	アキニレ	95	整姿剪定
7	ラクウショウ	175	整姿剪定
8	ラクウショウ	157	整姿剪定
9	トウカエデ	135	整姿剪定
10	トウカエデ	105	整姿剪定
11	トウカエデ	123	整姿剪定

6 内容

- ・範囲内における対象木の整姿剪定及び枯枝の剪定を行うこと。
- ・特に道路越境している部分は、道路境界において車道側は車道面から4.5mまでの枝(下垂枝を含む。)を剪定し、車両の通行空間の安全性を確保すること。
- ・剪定に当たっては、樹木全体の樹形バランスを考慮のうえ行うこと。
- ・現地発生した幹や枝葉等を適切に処分すること。

7 本業務における留意事項等

- ・業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。
なお、写真帳は、対象木ごとに、着手前、完成写真(道路の通行空間が確保されている状況が確認できるもの)、業務工程ごとの業務状況写真を提出すること。
- ・業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・本業務の実施で生じる発生材(幹・枝葉)については、適切に処分すること。
- ・発生材(幹・枝葉)は、現場に仮置きすることなく、即日、処分すること。なお、処分先の都合等、やむを得ず現場での仮置きを行う場合は、監督職員と協議のうえ、仮置き場所や安全対策の方法に関する指示を受けること。
- ・近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- ・地元への周知に期間を要するため、実施日については発注者と事前に協議すること。
- ・必ず対象木や進入路の状況を確認のうえ、見積を作成すること。

8 支払条件

作業完了後、範囲において適切に作業が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。